

健康福祉常任委員会 行政視察報告書

日 時： 2022年10月12日（水）10時～11時30分
テ ー マ： 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例について
場 所： 立川市役所
参加委員： きりき 優、板橋 茂、小林 憲一、あらたに 隆見、しらた 満、
山崎 ゆうじ
現地説明者： 立川市障害福祉課長、障害福祉推進係長

「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」について

1 調査目的

2年間のテーマに位置付けている「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例について」の議論を進めるにあたり、障がい者差別解消条例の施行先進自治体を視察し、議論の参考とするため。

2 調査内容

事前に以下の質問事項を立川市へ送付した。

- (1) この条例の素案・原案をつくる過程、特に、障がい当事者の意見を、どのようなしくみで、くみ上げ整理していったのでしょうか。
- (2) 障がい者差別解消に関する条例は全国的に多く作られています。立川市の特徴はありますか。
- (3) この条例に基づいて始まった事業はありますか。あればその実施状況や、反響について教えてください。
- (4) 条例制定・施行後、「合理的配慮」を具体化するうえで、成果が上がった事例があれば教えてください。
- (5) 前項にも関連して、条例第5章「差別に対する相談体制」で、「相談」として挙げた事例、また「あっせん」などで解決した事例について。
- (6) 条例の理念・内容等について、周知・啓発・教育が特に必要と思いますが、その実践例、また、市内の小・中学校において、この条例などを教材としての授業等の事例。
- (7) 今後取り組もうと考えている事業があれば教えてください。
- (8) 平成30年4月1日より施行されましたが、この条例の見直しは検討されているのでしょうか。

以上の質問事項に係る回答については、パワーポイントを使用して説明があった。

以下その内容。

(1) この条例の素案・原案をつくる過程、特に、障がい当事者の意見を、どのようなしくみで、くみ上げ整理していったのでしょうか。

- ・平成 25 年 12 月、「障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会」からの条例制定に関する請願が市議会全会一致で採択。
- ・平成 27 年 9 月、条例制定に向けて 2 つの検討会議体の発足
 - ① 条例策定検討委員会（障がい者、学識経験者、事業者、福祉関係者、法曹関係者、行政関係者等）計 21 回開催、別途作業部会 10 回開催
 - ② 条例策定庁内検討会議（庁内管理職 15 人）計 17 回開催
- ・平成 29 年 9 月～10 月 パブリックコメントの実施
- ・平成 29 年 12 月 市議会において全会一致で条例可決
- ・平成 30 年 4 月「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」施行

(2) 障がい者差別解消に関する条例は全国的に多く作られています。立川市の特徴はありますか。

- ・条例の前提となる考え方を明らかにした。障害は個人の問題ではなく地域社会全体の問題であるという立場に立つこと。条例は、障害のある人のためだけにあるものではなく、障害の有無にかかわらず誰にとっても有益となることを前提としている。誰もが、お互いを大切に、苦手なことを補い合い、得意なことを認め合う地域社会こそが、豊かな地域社会であることが明らかにされている。
- ・第 2 条では、障害の定義を、個人モデル(医学モデル)と、社会モデルとの考え方を示し、個人モデルは、身体的・知的・精神的な機能障害を「障害」と定義、社会モデルは、社会との間の障害物(社会的障壁)によって、その能力を発揮する機会を奪われた状態を「障害」と定義。

(3) この条例に基づいて始まった事業はありますか。あればその実施状況や、反響について教えてください。

- ・条例の啓発事業として、①小学生向け条例ガイドブック「みんなの笑顔」作成、②障害のある人と小学生による交流イベント「コラボアート」実施、③事業者向けパンフレット作成、④市民啓発事業として短編映画「バリアフルライフ」作成 等、短編映画は好評で貸出しの要請がある。⑤障害で困っている人を助けられますという「オ・ト・モ・ダ・チ・カード」を、毎年、中学 1 年生に配布。

(4) 条例制定・施行後、「合理的配慮」を具体化するうえで、成果が上がった事例があれば教えてください。

- ・条例では、障害のある人が地域で生活していく中でかかわりの深い 11 の分野について第 7 条から第 17 条（①保健・医療、②福祉サービス、③教育、④保育、⑤療育、⑥雇用、⑦公共的施設の利用、⑧文化・芸術活動・スポーツ・生涯学習、⑨情報保障、⑩住居、⑪防災）において規定している。

たとえば、第 10 条の保育に関する合理的配慮等では、「障害のある乳幼児及び児童が個々に応じた保育を受けることができるよう必要な措置を講じるものとする」また「市及び保育に関係する事業者は…障害に対する理解並びに障害のある乳幼児及び児童の家族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする」などと、他の分野でも細かく規定していることで、事業者など関係機関の協力が得られている。

(5) 前項にも関連して、条例第 5 章「差別に対する相談体制」で、「相談」として挙げた事例、また「あっせん」などで解決した事例について。

- ・障害を理由とする差別に関する相談窓口を、市内 4 カ所に設置し、助言や調整を行い、当事者間での対話による解決を図っている。

令和 2 年度の特定制相談実績は 6 件。令和 3 年度の特定制相談実績は 4 件である。いずれも話し合いで解決している。第 20 条で、あっせんの申し立てを規定しているが、話し合いで解決しているために、それが使われるまでの事例はない。

(6) 条例の理念・内容等について、周知・啓発・教育が特に必要と思いますが、その実践例、また、市内の小・中学校において、この条例などを教材としての授業等の事例。

- ・条例制定記念講演会、関係団体等への説明、広報たちかわ条例特別号配布、小学生向け条例ガイドブック「みんなの笑顔」作成、障害のある人と小学生による交流イベント「コラボアート」、事業者向けパンフレット作成。

小学生向けガイドブック「みんなの笑顔」は、平成 31 年度より毎年、市立小学校 4 年生及び教職員全員へ配布し、総合的な学習の時間等に障害者理解教育を推進する教材として活用。

- ・障害で困っている人を助けられますという「オ・ト・モ・ダ・チ・カード」を、毎年、中学 1 年生に配布。
- ・条例啓発映画「バリアフルライフ」(21 分) を昨年度作成（昨年、奈良県の施設で行われた難病克服の映画祭で最優秀賞を受賞）

(7) 今後取り組もうと考えている事業があれば教えてください。

- ・今後新たに取組むということはないが、これまでの取り組みを引き続き推進していく。

(8) 平成30年4月1日より施行されましたが、この条例の見直しは検討されているのでしょうか。

- ・令和3年4月から条例見直しの検討
条例附則第2項の規定に基づき、障害者差別解消法の改正や都条例の制定等を踏まえ、条例の見直しについて検討。条例改正検討作業部会（外部委員5人）計5回開催
- ・令和4年9月 市議会厚生産業委員会で条例の改正及びパブリックコメントの実施（9/26～10/19）について報告
- ・令和4年12月 市議会に改正条例案を提出予定
事業者による合理的配慮の提供の義務化
あっせんの申し立てができない場合の規定の追加
条例の見直し時期の規定の整備 など
- ・令和5年4月 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の一部改正条例の施行予定

パワーポイントによる説明の後、条例啓発動画「バリアフルライフ」を視聴した。

3 質疑内容

パワーポイントによる説明及び「バリアフルライフ」上映後に質疑を行った。

- ① コミュニケーション保障としての情報保障の取り組みについて
- ② 「障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会」の人選について
- ③ 合理的配慮11分野における規定に伴う新たな施策について、予算措置について、またその取り組みのジャッジについて。
- ④ 条例啓発動画「バリアフルライフ」作製の委託料（27万円）、貸し出し状況について
- ⑤ 障がい者への啓発について
- ⑥ 相談窓口への相談状況
- ⑦ 防災における要配慮者対策

等の質疑が行われた。

4 調査の様子



5 調査内容についての評価及び提案

- ・何と言っても、短編映画「バリアフルライフ」が素晴らしかった。障害のある人ない人の両方の立場からの視点で制作されていることに共感が持てた。委託料も 27 万円という安さに驚かされたが、関係者の協力があつたからということだった。貸し出しは無料とのこと。多摩市でも活用させていただきたい作品だ。
- ・合理的配慮等が条例第 7 条から第 17 条まで 11 分野にわたって細かく規定されていることは素晴らしく、多摩市での条例見直しに当たっては大いに参考にすべきことと思った。